

# 公益社団法人日本医学放射線学会 代議員・理事・会長選出について

日本医学放射線学会選挙管理委員会

## 目次

- I. 選出スケジュール
- II. 公益社団法人 日本医学放射線学会定款施行細則
- III. 地区別 選出代議員数
- IV. 代議員立候補資格
- V. 代議員立候補手続き  
立候補申請用紙

## I. 選出スケジュール

平成25年7月	地区別名簿告示（所属地区は平成25年3月1日現在の学会雑誌送付先とする）会告7月号掲載 *1、*2
平成25年9月～10月上旬	代議員選挙実施
平成25年11月上旬	代議員の選挙結果報告
平成25年12月～平成26年1月	理事選挙実施
平成26年2月上旬	理事選挙結果報告
平成26年2月	監事選挙実施
平成26年3月	監事選挙結果報告
平成26年4月代議員会・総会	総会にて理事・監事の承認

- \*1 被選挙人は平成25年3月1日現在の正会員とする。但し平成26年3月31日現在満65歳未満の者。
- \*2 選挙資格者は平成25年3月1日現在の正会員とする。

## II. 公益社団法人 日本医学放射線学会定款施行細則

### 第3章 社員（代議員）選挙

- 第6条 社員（代議員）の選挙権及び被選挙権は、選挙の行われる年の3月1日現在の正会員に限りこれを有する。
- 2 被選挙人および被選挙人の所属地区は、選挙の行われる年の3月1日現在の学会雑誌送付先によって定める。
- 第7条 社員定数は、200名以上300名以内とし、これを各地区の正会員数に按分比例して割り当てる。
- 2 代議員に欠員が生じた場合は、当該代議員が選挙当時所属していた地区の選挙結果の次点の候補者から順次繰り上げ補充する。
- 第8条 社員選挙に関する事務は、選挙管理委員会が行う。
- 2 選挙管理委員会の委員は、理事長が理事会の決議を経て、正会員の中から委嘱する。

3 委員の互選で委員長を選任する。

第9条 社員に立候補しようとする者は、指定された期日までに所定の文書により委員会に届け出なければならない。

第10条 選挙の実施に必要なその他の事項は、別に定める。

### Ⅲ. 地区別 選出代議員数

所属地区	代議員数
北日本	24
関東	81
中部	27
関西	51
中四国	28
九州	39
合計	250

### Ⅳ. 代議員立候補資格（被選挙資格者）及び選挙資格者（有権者）

- (1) 被選挙人は平成25年3月1日現在、会費を継続して納入した正会員とする。但し平成26年3月31日現在満65歳未満の者。
- (2) 選挙資格者は平成25年3月1日現在の正会員とする。
- (3) 選挙有資格者名簿は日本医学放射線学会会告7月号にて選挙区ごとに公示、縦覧に供する。
- (4) 選挙区について何らかの事由により、選挙区変更を求めるときは、事由を付し、現公示地区及び変更地区を明記して、平成25年8月末日までに選挙管理委員長宛に申請する。
- (5) 選挙資格について疑義の申し立てをするとき、疑義及び事由を付し、公示地区を明記して、平成25年8月末日までに選挙管理委員長宛に申請する。
- (6) 代議員立候補にあたり下記の要項を満たすこと。

代議員に立候補できるのは、平成26年3月31日現在満65才未満の方で、

1. 放射線医学領域において学術発表を行い、研究において指導的立場にあること。
2. 放射線医学の卒前、卒後の教育に携わり、優れた放射線科医の育成に貢献していること。
3. 日本医学放射線学会の運営に貢献していること。が望まれます。

具体的には過去5年間における以下の実績をそれぞれ1点として各自計算のうえ、その合計が10点以上に達していることを目安として下さい。

- ①放射線医学に関する原著論文、総説、症例報告、著書。ただし主著、共著を問わない（3点以上）。
- ②放射線医学に関する全国的な学術集会での筆頭演者としての発表、あるいは座長（ただし日本医学放射線学会の各地方会を含む）。
- ③理事会で承認されている各種委員会委員、あるいは総会・秋季大会のプログラム委員。

### Ⅴ. 代議員立候補手続き

代議員に立候補される方は用紙を、学会のホームページからダウンロード（Word, PDF）するか、あるいは学会事務局に請求下さい。

立候補の締め切りは平成25年9月13日（金）、事務局に必着と致します。お手数ですが、簡易書留あるいは宅配便などの配達記録が確認出来るものでお送りください。